

クレジット名義貸し事案における 割賦販売法35条3の13第1項の 不実告知取消の可否

—最三小判平成29年2月21日

弁護士 住田 浩史

第1 はじめに：クレジット名義貸しとは

いわゆる個別クレジット（割賦販売法上は「個別信用購入あっせん」）において、購入者が、真実、商品を購入する意思がなかった場合、信販会社（割賦販売法上は「個別信用購入あっせん業者」）との間で締結された個別クレジット契約（立替払契約。割賦販売法上は「個別信用購入あっせん関係受領契約」）の効力を争うことができるか。

まず、前提として、購入者が、加盟店（割賦販売法上は「個別信用購入あっせん関係販売業者」）その他第三者から名義を冒用された場合は、個別クレジット契約の効果が購入者に帰属しないことは無論のことである。

では、購入者が、名義の使用につき承諾を与えていた場合はどうか。これがいわゆるクレジット名義貸しの問題である。

クレジット名義貸しについては、これまで多数の裁判例の集積があるところ、今般、平成20年改正で新たに創設された割賦販売法35条の3の13第1項の不実告知取消の可否をめぐって、表記の最高裁判決が出された。同条の解釈についての初の最高裁判決であると思われる、また、同種名義貸し事案の解決にとって参考となるため、紹介しておく。なお、信販会社が2社あり、同日付の最高裁判決が2つあるが、事案及び判旨は共通しているため、まとめて紹介する。

第2 事案の概要及び原々判決・原判決

1 事案の概要

Z呉服店の顧客であるYらは、Z代表者から「絶対に迷惑をかけない」などと頼まれ、Zが加盟店となっている信販会社X1、X2との間で呉服購入代金についての個別クレジット契約を締結することについての承諾をした。

Zは、Xらから呉服代金相当額を一括で受領し、Yらに対しては、クレジット代金の引落日までに引

落口座にクレジット代金相当額を振り込んでいたが、その後、営業を停止し、破産手続をとった。

Xらは、Yらに対して、クレジット残代金の支払を求めて提訴した。

Yらは、平成20年改正割賦販売法（平成21年12月1日施行）の適用がある契約については、Z代表者の説明が同法35条の3の13第1項6号の「当該個別信用購入あっせん関係受領契約又は当該個別信用購入あっせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あっせん関係役務提供契約に関する事項であって、購入者又は役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」についての不実告知にあたるとして取消を、また、旧割賦販売法下の契約については、旧法30条の4の抗弁の接続等を主張して、支払義務を争った。

2 原々審判決（X1につき旭川地判平成26年3月28日判時2250号60頁、X2につき旭川地判平成26年3月28日判タ1422号120頁）

Xらの請求棄却。

(1) 割賦販売法35条の3の13第1項6号該当性

原々審（一審）判決は、「名義貸しは従前から問題となっている販売業者主導で行われるクレジット取引の悪用事例の一つである」とし、「このような事例は、上記で述べたクレジット取引における立替払契約と売買契約との密接な牽連関係、あっせん業者と購入者との損失負担能力の差等に照らし、消費者保護の必要性が高い」とし、狭義の名義貸し事案における販売業者の購入者に対する「支払負担を不要とする旨の説明」は、立替払契約締結の動機に関する事項であって、この点の不実告知がなければ一般通常人も立替払契約の申込みの意思表示をしなかったであろうと考えられる点で重要性が認められるから、割賦販売法35条の3の13第1項6号の重要事項該当性を認めた。

また、一審判決は、上記判断を導くにあたり、割賦販売法の平成20年改正の趣旨や経緯についても触れ、改正時に、所管行政庁から、あっせん業者による加盟店調査義務の対象である同規則76条11項5号の「不実告知等による誤認の有無」には、名義貸し事案における申込者の支払負担を不要とする旨の虚偽説明の有無も含まれる旨の説明がされている¹ことから、「同号と割販法35条の3の13第1項6号の文言の基本的部分は同一であることからすると、同号の不実告知の対象には、狭義の名義貸し事案における販売業者の購入者に対する

『支払負担を不要とする旨の説明』も含まれると解するのが同号の制定趣旨である」としている。

(2) 保護から除外される名義貸しの分類

なお、一審判決は、名義貸しを分類し、「狭義の名義貸し事案の中でも、購入者が、販売業者においてクレジット取引を悪用してあっせん業者に損害を及ぼす意図であることを知りながらこれに積極的に加担したような場合には、もはや当該購入者を保護すべき前提を欠く上、その実態に照らし、購入者は不実告知された内容を誤認したとはいえない」とし、本件については、そのような害意をもって積極的に加担したことをうかがわせる事情は認められないとした。

(3) 誤認の存否

Xらは、Zの支払が滞る場合には、自身に責任が及ぶことを認識した上で名義貸しに応じたのであるからYらには誤認がないと主張したが、一審判決は、「たとえ抽象的な支払負担の可能性を認識していたとしても、Z代表者の説明によって、自身に支払負担が生じないことを信じて名義貸しに応じた」のであり「そのような高額な立替金の支払を負担することを認識していれば、およそ名義貸しに応じなかったと考えるのが自然であること」等からこれを斥けている。

(4) 旧法下の抗弁の接続

また、一審判決は、旧割賦販売法適用下の事例についても、旧法30条の4の抗弁の接続(抗弁事由は、民法94条の虚偽表示)を認めた。

(5) 信義則違反の不存在

Xらは、Yらが名義貸しをしておいてこれらの権利行使を行うことは信義則に反すると主張したが、一審判決は、本件特殊の事情(Yらが名義貸しに応じた経緯や、Yらへの電話確認が定型的で簡単なものとどまったこと、一部契約書(申込書)に不正確又は不自然な記載内容があること、一部各月の割賦金の支払合計額が収入に比して多額になっているにもかかわらず、漫然と与信審査が通っていること、販売形態についての確認及び調査が適切に行われていたとは認められないこと)及び、一般的な事情(個別クレジット契約と販売契約との密接な牽連関係、信販会社と購入者との損失負担能力の差)に照らし、Yらの権利行使は信義則に反するものとは認められないとした。

3 原判決(X1につき札幌高判平成26年12月18日判例集未登載、X2につき札幌高判平成26年12月18日判

例1422号111頁)

原々判決破棄、Xらの請求認容。

原審(二審)判決は、Zは、実際に立替金をYらの口座に振り込む形で負担しており、負担意思が全くなかったわけではないとして不実告知にはあたらないとし、また、抗弁の接続の主張も、「保護に値しない背信行為」として信義則に反するとして斥けた。

Yらは、これを不服として上告受理申立をした。

第3 最三小判平成29年2月21日(最高裁ホームページ)の判旨

原判決破棄、差戻し。

1 割賦販売法35条3の13第1項6号該当性

「改正法により新設された割賦販売法35条の3の13第1項6号は、あっせん業者が加盟店である販売業者に立替払契約の勧誘や申込書面の取次ぎ等の媒介行為を行わせるなど、あっせん業者と販売業者との間に密接な関係があることに着目し、特に訪問販売においては、販売業者の不当な勧誘行為により購入者の契約締結に向けた意思表示に瑕疵が生じやすいことから、購入者保護を徹底させる趣旨で、訪問販売によって売買契約が締結された個別信用購入あっせんについては、消費者契約法4条及び5条の特則として、販売業者が立替払契約の締結について勧誘をするに際し、契約締結の動機に関するものを含め、立替払契約又は売買契約に関する事項であって購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて不実告知をした場合には、あっせん業者がこれを認識していたか否か、認識できたか否かを問わず、購入者は、あっせん業者との間の立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことができることを新たに認めたものと解される。そして、立替払契約が購入者の承諾の下で名義貸しという不正な方法によって締結されたものであったとしても、それが販売業者の依頼に基づくものであり、その依頼の際、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について販売業者による不実告知があった場合には、これによって購入者に誤認が生じ、その結果、立替払契約が締結される可能性もあるといえる。このような経過で立替払契約が締結されたときは、購入者は販売業者に利用されたとも評価し得るのであり、購入者として保護に値しないということとはできないから、

割賦販売法35条の3の13第1項6号に掲げる事項につき不実告知があったとして立替払契約の申込みの意思表示を取り消すことを認めても、同号の趣旨に反するものとはいえない。」

「上記事実関係によれば、本件販売業者は、改正後契約の締結について勧誘をするに際し、改正後契約に係る上告人らに対し、ローンを組めない高齢者等の人助けのための契約締結であり、上記高齢者等との売買契約や商品の引渡しは実在することを告げた上で、『支払については責任をもってうちが支払うから、絶対に迷惑は掛けない。』などと告げているところ、その内容は、名義貸しを必要とする高齢者等がいること、上記高齢者等を購入者とする売買契約及び商品の引渡しがあること並びに上記高齢者等による支払がされない事態が生じた場合であっても本件販売業者において確実に改正後契約に係る上告人らの被上告人に対する支払金相当額を支払う意思及び能力があることといった、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者が実質的に負うこととなるリスクの有無及びあつせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無に関するものといえることができる。したがって、上記告知の内容は、契約締結の動機に関する重要な事項に当たるものといえるべきである。」

「以上によれば、本件販売業者が改正後契約に係る上告人らに対してした上記告知の内容は、割賦販売法35条の3の13第1項6号にいう『購入者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの』に当たるといえるべきである。」²

2 差戻し

「上記告知の内容についての改正後契約に係る上告人らの誤認の有無及び改正前契約に係る上告人らが名義貸しに応じた動機やその経緯を前提にしてもなお改正前契約に係る売買契約の無効をもって被上告人に対抗することが信義則に反するか否か等」について更に審理が尽くされるべきとして、本件は、原審差戻しとなった。

第4 解説

1 割賦販売法35条3の13第1項6号該当性について 判旨は正当である。

個別クレジット契約を悪用する加盟店の不当な行為について、損失を負担するのは購入者か、それとも提携している信販会社か。これが、従来から議論されてきたテーマである。近年は同種の提携リース

においても同様のテーマが議論されている。

さて、名義貸し事案をどう解決するかも、そのうちの最重要問題の一つである。従来から「迷惑をかけない」などとして個別クレジット契約への名義貸しを要求する加盟店の不当勧誘が跡を絶たず³、経済産業省(旧通産省)は、昭和57年、昭和58年、平成4年、平成7年、平成14年、平成16年と加盟店管理通達を発し、繰り返し信販会社に対して注意喚起と指導を行ってきた。それが加盟店調査義務として立法に結実したのが、平成20年改正割賦販売法である。

そして、同時に創設された不実告知取消(同法35条の3の13)は、加盟店の不実告知に基づき個別クレジット契約を取り消せるという、従来の抗弁の接続規定を一步推し進めた規定であるところ、これもやはり、加盟店との密接な関係上、防ぎ得たのは信販会社であるとして、信販会社に責任を負わせようとした規定である。

そして、不実告知の対象事項である同条第1項6号とほぼ文言を同じくする同法施行規則76条11項5号の信販会社の加盟店調査事項には、名義貸し事案における申込者の支払負担を不要とする旨の虚偽説明の有無も含まれている。よって、名義貸しにおける虚偽説明が、上記不実告知の対象となる重要事項に含まれると解することは、ごく自然なことといえよう。

2 差戻しについて

ところで、原審差戻しの判断については疑問なしとしない。取消(旧法下事案にあっては30条の4の適用)に基づき、Xらの請求棄却の自判をすることも十分可能であった。既に、原々審において、Yらの誤認の有無、あるいはYらの権利行使が信義則に反するか否かについては、経緯を含めてかなり詳細な認定がなされており、これ以上事実関係についての審理を行う必要があつたかどうかは疑問である。

差戻審が目されるが、このうち信義則違反の判断基準については、旧法30条の4についてのリーディングケースである大阪高判平成16年4月16日消費者法ニュース60号137頁や広島高裁岡山支判平成18年1月31日判時1216号162頁などが、まず参考となる。後者の基準を引用すると「旧割賦販売法30条の4は、①割賦購入あつせん業者と販売業者との間には、購入者への商品の販売に関して密接な取引関係が存在していること、②このような密接な関係が存在するため、購入者は、割賦販売の場合と同様に、商品の引渡がなされない場合等には支払請求を

拒絶できることを期待していること、③割賦購入あっせん業者は、継続的取引関係を通じて販売業者を監督することができ、また、損失を分散・転嫁することができる能力を有していること、④これに対して、購入者は、購入に際して一時的に販売業者と接するに過ぎず、また、契約に習熟していないし、損失負担能力が低い等、割賦購入あっせん業者と比較して、不利な立場に置かれることなどの諸事情に鑑み、消費者の利益を保護するという社会的要請に応えるために、私法上の重大な特則として規定されたものである。したがって、購入者が割賦購入あっせん業者に対して抗弁を主張(対抗)することが信義に反すると認められるような特段の事情がある場合には、抗弁の対抗が許されないことは、信義則の法理から当然であるが、上記の同法30条の4の趣旨及び目的に照らすと、本件認定事実の下においては、上記にいう『特段の事情』については、信販会社である一審被告らとの本件立替払契約締結に際し、購入者である一審原告らに何らかの過失や不注意があるだけでは足りないというべきであり、購入者である一審原告らにおいて、販売業者であるダンシングの本件モニター商法が公序良俗に反するものであることを知り、かつ、クレジット契約の不正利用によって信販会社に損害を及ぼすことを認識しながら、自ら積極的にこれに加担したというような背信的事情が有る場合をいうものと解するのが相当である。」としている。

本件についても、同基準が妥当するものと思われる。

- 1 平成21年5月28日第2回消費経済審議会特定商取引部会割賦販売部会合同会合の信用取引課長発言議事録(経産省Webサイト)
http://www.meti.go.jp/committee/summarY/0004504/goudou02_record.html
- 2 なお、山崎敏充裁判官の反対意見がある。
- 3 小原路絵「クレジットと名義貸し」御池ライブラリー17号、2003年